



平成 29 年 国民生活基礎調査 の実施について

マンション・アパート等の管理人、管理会社、管理組合の皆さまへ

このたび、皆さまが管理されている建物にお住まいの世帯に、「平成 29 年国民生活基礎調査」を実施することになりました。

つきましては、調査を円滑に行うために、統計法 (平成 19 年法律第 53 号) 第 30 条 (協力の要請) に基づいて、調査員の建物内への立入り等について皆さまにご協力をお願いします。

この調査は、国勢調査などと同様に、統計法に基づく基幹統計調査として指定されている、わが国の最も重要な調査の一つです。厚生労働省が都道府県・市区町村・保健所・福祉事務所を通じて、昭和 61 年から毎年実施しており、今年是全国で約 5 万 5 千世帯が調査の対象となっています。

4 月の中旬頃から、調査員が建物を管理されている皆さまにご挨拶にお伺いし、お住まいの各世帯を訪問させていただきますので、建物内への立入り等にご配慮くださいますようよろしくお願いいたします。

この調査員は、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された地方公務員であり、任命者が発行した調査員証を携帯しています。

調査の対象となった世帯には、統計法第 13 条により調査への報告義務が課せられており、これを拒んだ場合には、第 61 条により罰則も定められています。また、調査活動は正当な公務であり、世帯への訪問を妨げた場合には、第 60 条により妨害行為として処罰の対象となる可能性があります。

調査のお問い合わせ先は、以下の保健所までお願いします。

お問い合わせ先



平成29年国民生活基礎調査のお知らせ

マンション・アパート等の管理人、管理会社、管理組合の皆さまへ

厚生労働省では、都道府県・市区町村・保健所・福祉事務所を通じ、「平成29年国民生活基礎調査」を実施します。

調査員が下記の日程で、建物にお住まいの世帯をお伺いしますので、ご協力をお願いします。

よくある質問

どのような調査ですか？

- ◆国民生活基礎調査は、世帯の構造、年金、医療保険、所得などについて把握し、厚生労働省の施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和61年以来毎年実施しており、今回は32回目に当たります。
- ◆統計法（平成19年法律第53号）に基づいて行われる基幹統計調査です。調査対象世帯には、統計法に基づき、報告義務（拒否や虚偽の報告をしてはいけないこと）が課せられています。また、調査活動は正当な公務であり、世帯への訪問を妨げた場合には、妨害行為として処罰の対象となる可能性があります。
- ◆平成27年の国勢調査区から1,106地区（約5万5千世帯）を抽出して、地区内の全世帯について「世帯票」を調査します。（6月1日調査日）
また、この1,106地区を約2,000単位区に分割し、そのうちの500単位区（約1万3千世帯）を抽出して、単位区内の全世帯について「所得票」を調査します。（7月13日調査日）

調査員はどのような人ですか？

- ◆お伺いした調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された地方公務員として調査に当たっており、調査の内容を他に漏らすことは統計法により厳しく禁じられています。

管理人はどのような協力をすればいいですか？

- ◆厳重なセキュリティなどのため、調査員が建物内に入ること自体が困難なことがあり、調査が円滑に行われない場合も想定されます。調査員が建物にお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力ください。

調査日程

調査員が直接世帯を訪問します。

- ① 4月14日頃～
「調査の実施について」を郵便受けに投函し、後日訪問することをお知らせします。
- ② 4月下旬
「調査のお知らせ」をお配りし、世帯の人数などをお伺いします。
- ③ 6月1日の前後1～2週間程度の間
世帯票をお配りし、後日受け取りにお伺いします。
- ④ 7月13日の前後1～2週間程度の間
所得票をお配りし、後日受け取りにお伺いします。
(注) 世帯票を実施した世帯のうち、一部の世帯について所得票を実施します。

調査のお問い合わせ先は、以下の**保健所**までお願いします。

お問い合わせ先





政府統計

平成 29 年国民生活基礎調査試験調査の実施について

マンション・アパート等の管理人、管理会社、管理組合の皆さまへ

このたび、皆さまが管理されている建物にお住まいの世帯に、「平成 29 年国民生活基礎調査試験調査」を実施することになりました。

つきましては、調査員が調査地区内の世帯を訪問する際に、自治会の役員やマンションの管理人の方々等にご協力をお願いすることがあるかと存じますが、その際は、この調査の重要性をご理解いただき、調査を円滑に行えるよう、よろしくお取り計らい願います。

この調査は、統計法に基づいて、総務大臣の承認を得て行う、国が実施する一般統計調査です。厚生労働省が都道府県・市区・保健所・福祉事務所を通じて実施しております。

4 月の中旬頃から、調査員が建物を管理されている皆さまにご挨拶にお伺いし、お住まいの各世帯を訪問させていただきますので、建物内への立入り等にご配慮くださいますようお願いいたします。

この調査員は、指定都市市長、特別区長から任命された地方公務員であり、任命者が発行した調査員証を携帯しています。

調査に関するお問い合わせは、以下の保健所までお願いします。

お問い合わせ先



マンション・アパート等の管理人、管理会社、管理組合の皆さまへ

厚生労働省では、都道府県・市区・保健所・福祉事務所を通じ、「平成29年国民生活基礎調査試験調査」を実施します。

調査員が下記の日程で、建物にお住まいの世帯にお伺いしますので、ご協力をお願いいたします。

よくある質問

どのような調査ですか？

◆今回実施する試験調査は、国民生活基礎調査※の平成31年大規模調査の企画に先立ち、統計委員会の諮問第82号の答申（平成28年1月21日）の課題である非標本誤差の縮小に向けて、現在の調査員回収は維持しつつも郵送回収による更なる回収率の向上を目指し、調査員訪問時に不在で世帯の方と接触できない世帯を対象とした郵送回収の導入の有効性について検証するための基礎資料を得ることを目的としています。

※国民生活基礎調査は、世帯の構造、年金、医療保険、所得などについて把握し、厚生労働省の施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和61年以来毎年実施しております。

◆統計法（平成19年法律第53号）に基づいて、総務大臣の承認を得て行う、国が実施する一般統計調査です。

◆平成27年の国勢調査区から44地区を抽出して、地区内の全世帯について6月1日に「世帯票」を、7月13日に「所得票」を調査します。

調査員はどのような人ですか？

◆お伺いした調査員は、この調査の期間中、指定都市市長または特別区長から任命された地方公務員として調査に当たっており、調査の内容を他に漏らすことは統計法により厳しく禁じられています。

管理人はどのような協力をすればいいですか？

◆厳重なセキュリティなどのため、調査員が建物内に入ること自体が困難なことがあり、調査が円滑に行われない場合も想定されます。調査員が建物にお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力ください。

調査日程

調査員が直接世帯を訪問します。

① 4月14日頃～

「調査の実施について」を郵便受けに投函し、後日訪問することをお知らせします。

② 4月下旬

「調査のお知らせ」をお配りし、世帯の人数などをお伺いします。

③ 6月1日の前後1～2週間程度の間

世帯票をお配りし、後日受け取りにお伺いします。

④ 7月13日の前後1～2週間程度の間

所得票をお配りし、後日受け取りにお伺いします。

調査に関するお問い合わせは、以下の**保健所**までお願いします。